

転勤・退職等は届出を

●転勤・退職等は届出を

特別徴収の方法による納税義務者になっている人に転勤・退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず「特別徴収にかかる異動届出書」を提出してください。

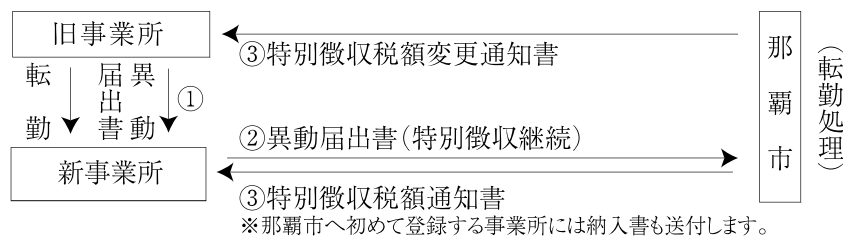
なお、転勤の場合は「特別徴収にかかる異動届出書」を新事業所を経由して、翌月10日までに提出してください。（異動届出書の記入方法は11～13ページにあります。）

また、給与支払報告書提出後、令和7年4月1日までに異動があった人については、令和7年4月15日までに、「給与支払報告にかかる異動届出書」を提出してください。

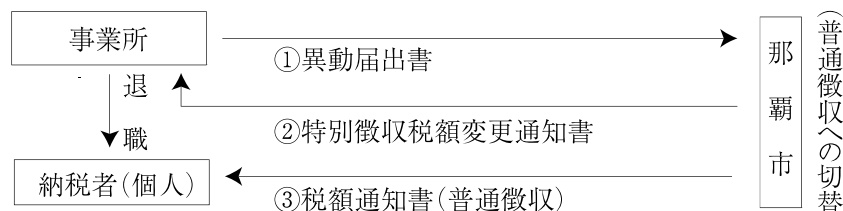
※なお、異動対象者の居住市町村が前年と現年の1月1日現在で異なるときは、その年度により課税している市町村が異なるため、それぞれの市町村に必ず提出してください。

これらの異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の税額分が特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書の交付が遅れ、ご迷惑をかけることがありますので、遅滞なく届出書を提出してください。

●転勤（特別徴収の継続）の場合（異動届出書の記入方法は11ページ）



●退職の場合（異動届出書の記入方法は12・13ページ）



●1月以降の退職は一括徴収を（異動届出書の記入方法は13ページ）

特別徴収の方法によって納税している人が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、下記（1）または（2）に該当するときは、給与または退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

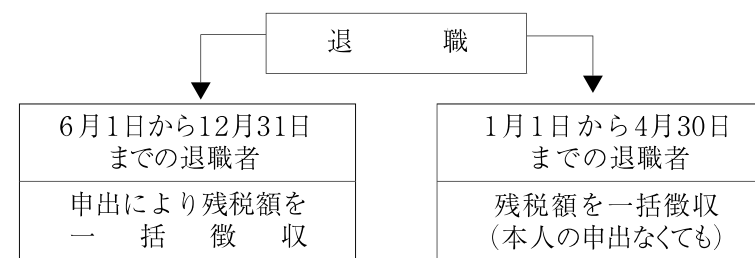
（1）退職の日が6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合。

※ 退職者本人より申請がない場合でも、残税額を超える給与等がある場合は、出来るだけ承諾を得て一括徴収での納入をお願いします。

（2）退職の日が1月1日から4月30日までのとき

5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、本人からの申出がなくても一括徴収しなければなりません。



●4月2日以降の就職者の特別徴収（記入方法は14ページ）

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合は、綴込みの「市・県民税・森林環境税徴収方法変更申出書」を作成の上、市民税課に提出してください。

●特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に変更事項を記入の上、市民税課に提出してください。

退職所得に係る特別徴収

●退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。納入申告書（納入書の裏面）の提出をお願いします。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、市民税・県民税においては非課税となります。

●特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者でも、特別徴収義務者は退職手当等の支払をする際に、その退職手当等について退職手当に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

●納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

●納入すべき市町村は

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払を受ける方（退職者）の令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和8年1月1日以降に退職する場合は、令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますのでご注意ください。

●退職手当等の支払を受けるべき日は

退職手当等について支払を受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会の決議を要するものについては、その決議があった時になります。

●退職所得の控除額は

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。(例)22年9か月 → 23年

※退職金(手当)等の支払を受けるものが在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記の退職所得控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

●税額の算出

税額の算出方法は次のとおり (※注)特定役員退職手当等・短期退職手当等のうち300万円超の部分については、適用しません。

退職所得金額 ※1,000円未満切捨て	=	(退職手当等収入金額 - 退職所得控除額)	×	2分の1 (※注)
退職所得に係る 特別徴収税額 ※100円未満切捨て	=	退職所得金額	×	税率 ①市民税6% ②県民税4%
				計算①+計算② = 特別徴収税額

●退職所得金額の計算方法に係る改正について

改正により、令和4年1月以降に短期勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは、「短期退職手当等」ということとされ、その課税退職所得金額については、次の通り計算することとされました。

短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤300万円の場合	短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 >300万円の場合
(短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2 = 退職所得金額	150万円(注1)+{短期退職手当等の収入金額－(300万円+退職所得控除額)}(注2) = 退職所得金額 (注1)300万円以下の部分の退職所得金額 (注2)300万円を超える部分の退職所得金額

短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当として支払いを受けるものをいいます。

役員とは、次に掲げる者をいいます。法人税法第2条第15項に規定する役員・国会議員及び地方議員・国家公務員及び地方公務員。

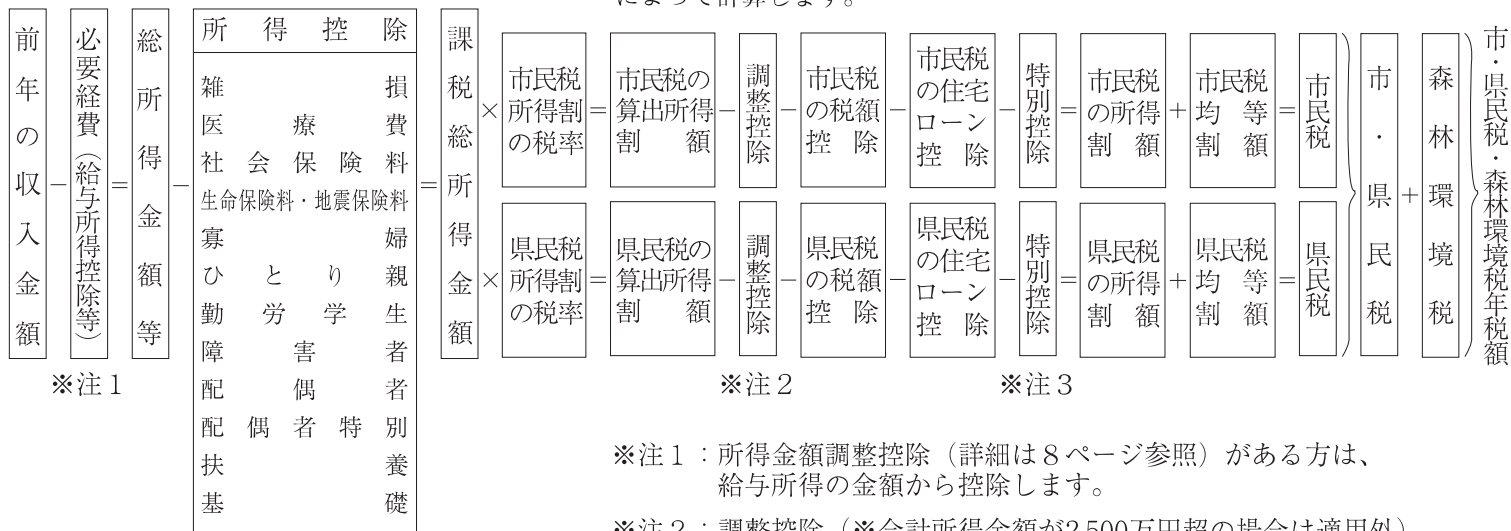
●退職所得に係る市・県民税を納入する時は

- (1) 納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。(10 ページ参照)

市・県民税・森林環境税の算出方法

●税額の計算

市民税・県民税・森林環境税の税額は、均等割額、所得割額及び森林環境税の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



※注1

※注2

※注3

※注1：所得金額調整控除（詳細は8ページ参照）がある方は、給与所得の金額から控除します。

※注2：調整控除（※合計所得金額が2,500万円超の場合は適用外）

①課税標準額が200万円以下の者

下記のイ)とロ)のいずれか小さい額の5%（市：3%、県：2%）

イ)所得税と住民税の人的控除の差の合計額

ロ)課税所得（標準額）金額

②課税標準額が200万円超の者

{人的控除の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}

×5%（市：3%、県：2%）

※ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税

1,500円、県民税1,000円）

※注3：特別控除（定額減税）

納税義務者の合計所得金額が1,000万円以上1,805万円以下の方で同一生計配偶者を扶養されている場合、令和7年度個人市・県民税所得割において1万円の減額が実施されます。（同一生計配偶者が国外居住の場合は該当しません）ただし、特別控除額（定額減税）が納税義務者の所得割額を超える場合は所得割額が限度額となります。

※注4：基礎控除は合計所得金額が2,400万円超の場合、金額に応じて控除額が変わります（詳細は8ページ参照）。

税 率

	所得割額	均等割額
市民税	一律 6 %	3,000円
県民税	一律 4 %	1,000円
森林環境税(国税)		1,000円※

※防災事業財源確保のため、年額1,000円賦課徴収されておりましたが、臨時的措置が終了し、新たに令和6年度より森林環境税が導入されました。森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図ることを目的として、個人市・県民税均等割の枠組みを用いて、国税として賦課徴収し、その税収は、森林整備及びその促進に関する事業を実施するための財源として県及び市へ譲与されます。

【計 算 例】

5,236,000（給与収入金額）



3,748,800（給与所得控除後の額）
 - 525,850（社会保険料控除額）
 - 70,000（生命保険料控除額）
 - 330,000（配偶者控除額）
 - 660,000（扶養控除額・2人※国内居住者）
 - 430,000（基礎控除額）※注4

1,732,000課税総所得金額(千円未満切捨)

×6%(税率)

×4%(税率)

103,920 69,280
 (市民税所得割額) (県民税所得割額)

■調整控除計算

市民税：200,000 × 3% = 6,000
 (人的控除の差 合計額)

県民税：200,000 × 2% = 4,000
 (人的控除の差 合計額)

103,920	69,280	所得割額
- 6,000	- 4,000	調整控除額
97,920	65,280	
+ 3,000	+ 1,000	均等割額
100,900	66,200	= (百円未満端数切捨)

100,900 + 66,200 + 1,000 = 168,100
 (市民税) (県民税) (森林環境税) (年税額)

●所得控除の内容

人的控除		控 除 額				
障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき 26万円					
	特別障害者については 30万円					
	納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしている					
	その他の親族と同居している特別障害者 53万円					
ひ と り 親 控 除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で次の①～③全て該当する方 30万円					
	①合計所得金額が500万円以下 ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる(他者に扶養されている方を除く) ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※住民票上に続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」の者がいる、または本人が「～の妻(未届)」、「～の夫(未届)」の場合は対象外。					
寡 婦 控 除	上記の「ひとり親」に該当しない方で次の①～③全て該当する方 26万円					
	①合計所得金額が500万円以下					
	②以下のいずれかに該当する方 ●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ●夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ※合計所得金額48万円以下。他者に扶養されている方を除く。					
	③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※住民票上に続柄が「夫(未届)」の者がいる、または本人が「～の妻(未届)」の場合は対象外。					
勤 労 学 生 控 除		納税義務者が勤労学生である場合には(合計所得金額75万円以下) 26万円				
配 偶 者 控 除 及び 配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額		納税者本人の合計所得金額			種 控 除 の 類
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		48万円以下	33万円	22万円	11万円	控 配 偶 者 除 者
			老人控除対象配偶者	38万円	26万円	
		48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	配 偶 者 特 別 控 除
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
		133万円超	0円	0円	0円	
扶 養 控 除	●控除対象扶養親族1人につき (16歳以上) 33万円					
	ただし、老人扶養親族 (70歳以上) については 38万円					
	特定扶養親族 (19歳以上～23歳未満) については 45万円					
	●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき 45万円					
	※扶養親族の合計所得金額が48万円以下に限る。 ※30歳以上70歳未満の国外居住親族について、以下のいずれかに該当する場合を除き、扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象外となります。 1. 留学により非居住となった人 2. 障がい者 3. 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人					
基 礎 控 除	合計所得金額		基礎控除額			
	2,400万円以下		43万円			
	2,400万円超～2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超～2,500万円以下		15万円			
	2,500万円超		0円			

その他の控除	控 除 額																						
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①(損失金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円																						
医 療 費 控 除	支払った医療費－保険等により補てんされた額－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか低い額)(控除限度額200万円) ※セルフメディケーション税制を選択した場合は下記の通り 特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費－12,000円 (控除限度額88,000円)																						
社会保険料控除	支払った額																						
生命保険料控除	<table><tr><th colspan="2">支 払 金 額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td rowspan="4">新 契 約</td><td>12,000円以下のとき</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超のとき</td><td>28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">旧 契 約</td><td>15,000円以下のとき</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,000円超40,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超70,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超のとき</td><td>35,000円</td></tr></table>		支 払 金 額		控 除 額	新 契 約	12,000円以下のとき	全額	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超のとき	28,000円	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超のとき	35,000円
	支 払 金 額		控 除 額																				
	新 契 約	12,000円以下のとき	全額																				
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円																				
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円																				
		56,000円超のとき	28,000円																				
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額																				
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円																				
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円																				
		70,000円超のとき	35,000円																				
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)																							
地震保険料控除	①地震保険料のみを支払った場合 支払った保険料×1/2……………(限度額25,000円)																						
	②旧長期損害保険料のみを支払った場合 イ 支払った保険料が5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 ロ 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合 ……………支払った保険料×1/2+2,500円 ハ 支払った保険料が15,000円を超える場合……………10,000円																						
	③地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払がある場合 ……上記①により求めた金額+②により求めた金額 (限度額25,000円)																						
	所得金額調整控除	下記の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、給与所得から控除 (1) 給与等の収入金額が850万円を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害者に該当 ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 控除額＝ 給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円 ×10% (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える者 控除額＝ 給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超えの場合は10万円) －10万円																					

納入書の書き方・・・税額が変更されたとき

- 納入すべき税額が変更になったとき…「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額を記入します。
(訂正印は不要です。)

沖縄県那覇市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			領収証書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		8040865		148,800 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	令和 8 年 3 月 10 日	額 督 促 手数料									
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		合計額									
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号		領 収 日 付 印									
氏 名 又は 名 称 那覇株式会社		殿									

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖 縄 県 那 覇 市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		8040865		148,800 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	令和 8 年 3 月 10 日	額 督 促 手数料									
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		合計額									
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号		領 収 日 付 印									
氏 名 又は 名 称 那覇株式会社											

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入済通知書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		5208021108040865		00014880000000000000							
		年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)							
		0 8 0 2 0 8 0 4 0 8 6 5	148,800 円								
472018		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	令和 8 年 3 月 10 日	額 督 促 手数料									
〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター		合計額									
領 収 日 付 印		〒 902-0065 壺屋4丁目 5番31号									
		氏 名 又は 名 称 那覇株式会社									

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

- 予備の納入書を使用するとき…「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額及び納入年・月を記入します。

沖縄県那覇市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			領収証書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		8040865		***** 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	年 月 日	額 督 促 手数料									
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		合計額									
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号		領 収 日 付 印									
氏 名 又は 名 称 那覇株式会社		殿									

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖 縄 県 那 覇 市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		8040865		***** 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	年 月 日	額 督 促 手数料									
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		合計額									
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号		領 収 日 付 印									
氏 名 又は 名 称 那覇株式会社											

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市			個人市民税 個人県民税 森林環境税			納入済通知書㊤					
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名									
4:7:2:0:1:8	02080-6-960141	那覇市会計管理者									
指 定 番 号		納入金額(1)									
令和 8 年 2 月分		5208021108040865		00000000000000000000							
		年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)							
		0 8 0 2 0 8 0 4 0 8 6 5	***** 円								
472018		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納 入 金									
		退 職 所得分									
		延滞金									
納期限	年 月 日	額 督 促 手数料									
〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター		合計額									
領 収 日 付 印		〒 902-0065 壺屋4丁目 5番31号									
		氏 名 又は 名 称 那覇株式会社									

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

納入書の書き方・・・退職所得があるとき

- 退職（給与分の税額を一括徴収し退職分の税額を同時に納入するとき）...「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」、「退職所得分」、「合計額」欄にそれぞれの納入金額を記入します。(訂正印は不要です。)

[注意]

納税義務者である従業員の異動により納入すべき税額に変更が生じた場合には、納入書の金額訂正をするとともに、必ず『特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』（このしおりの巻末につづられています。）も併せて記載し、市民税課に提出してください。

沖縄県那覇市 個人市民税 領収証書 ②

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
8040865	265,000 円	
令和 8 年 2 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	延滞金
	405000	
納期限 令和 8 年 3 月 10 日	退職所得分	督促手数料
	90000	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	延滞金	督促手数料
合計額	495000	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	領収日付印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 納入書 ③

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
8040865	265,000 円	
令和 8 年 2 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	延滞金
	405000	
納期限 令和 8 年 3 月 10 日	退職所得分	督促手数料
	90000	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	延滞金	督促手数料
合計額	495000	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	領収日付印	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 納入済通知書 ④

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
8040865	265,000 円	
令和 8 年 2 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	延滞金
	405000	
納期限 令和 8 年 3 月 10 日	退職所得分	督促手数料
	90000	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	延滞金	督促手数料
合計額	495000	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	領収日付印	

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

- ※「納入金額(2)」の欄に納入金額を記入後は、その金額の訂正はできません。
- ※「納入金額(2)」の欄に金額を記入する際は、「領収証書」「納入書」「納入済通知書」のそれぞれに同じように記入してください。
- ※納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

退職所得に係る特別徴収税額の納入がある場合
納入済通知書の裏面の市民税・県民税納入申告書にも必ず記入してください。

※個人事業主の方が納入済通知書裏面(納入申告書)を記載する場合、
納入申告書は金融機関と那覇市役所市民税課の両方へ提出してください。

※3名以上の退職者が居る場合は別紙(各自様式)へ記載の上、申告してください。

8年3月10日 納入書裏面

那覇市長殿

令和 8 年 3 月 10 日 提出

令和 8 年 2 月分 人員 1 人

退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 6 0 0 0 0 0 0
特別徴収税額	市民税	5 4 0 0 0 0
	県民税	3 6 0 0 0 0

地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

住所又は所在地 〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 (受付印)

氏名又は名称 那覇株式会社

法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(お願い) 下記に内訳をご記入下さい。 ① ②

1月1日の住所	泉崎1-1-1	
氏 名	那覇 三 郎	
就退職年月日	就職 ○・9・1 退職 ○・3・31	就職 ・ ・ 退職 ・ ・
支 払 金 額	6,600,000 円	
特別徴収税額	市民税 54,000 円	市民税 円
	県民税 36,000 円	県民税 円

※勤続年数を12年と仮定して特別徴収税額を計算した例です。
計算方法については6Pをご確認下さい。

合計額を退職所得分に記入します。